



収 支 報 告 書 (令 和 5 年 分)

(開催分)

(ふ り が な) じゅうみんしゅとうおくだきたしぶ

1 政治団体の名称 自由民主党奥田北支部

2 主たる事務所の所在地 富山市中島3丁目7番20号

3 代表者の氏名 五十嵐 務

4 会計責任者の氏名 宝田 昭夫

事務担当者の氏名

五十嵐 亮

(電話) 076-441-4141

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 (現職・候補者等)
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間
年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年 月 日から
年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1. 収支の総括表

収 入 総 額	4,547,266 円
(前年からの繰越額)	372,166 円
(本年の収入額)	4,175,100 円
支 出 総 額	4,175,000 円
翌年への繰越額	372,266 円

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費 ※	
金 額	77,600 円
員 数	115 人

(2) 寄 附	金 額	備 考
ア 寄附(イを除く。)の区分		
(ア) 個人からの寄附	420,000 円	
(うち特定寄附)	円	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	2,720,000 円	
(ウ) 政治団体からの寄附	200,000 円	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	3,340,000 円	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	円	
イ 政党匿名寄附	円	
合計 (ア+イ)	3,340,000 円	

※ 党費又は会費を負担した実人数を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称) ※	金額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
佐伯聡	10,000 円	R5, 1, 11	富山市磯部町1-9-13-603	会社員	
笹山真治郎	10,000	R5, 1, 12	富山市西大泉1-18	会社役員	
川口實	10,000	R5, 1, 14	富山市粟島町1-8-22	会社役員	
金尾雅行	120,000	R5, 1, 16	富山市岩瀬白山町91	会社役員	
池田稔	10,000	R5, 1, 18	富山市安養坊538	会社役員	
黒澤敏	10,000	R5, 1, 19	富山市小島町1-5-202	会社役員	
島勝郎	10,000	R5, 1, 20	富山市湊入船町4-6	会社役員	
政岡陽文	100,000	R5, 1, 20	富山市下新町19-17	開業医	
平尾旨明	20,000	R5, 2, 10	富山市山王町4-12	神職	
久郷慎治	10,000	R5, 2, 10	富山市丸の内3-2-6	会社役員	
梅田ひろ美	30,000	R5, 3, 10	富山市綾田町1-9-38	会社役員	
太田忠範	10,000	R5, 4, 17	富山市月岡東緑町4-70	会社役員	
直下廣文	10,000	R5, 5, 1	富山市犬島新町2-7-16	自営業	
西野晴仁	50,000	R5, 4, 3	富山市堀川小泉町682-35	会社役員	
塚田泰子	10,000	R5. 2. 17	富山市石金1-7-41	無職	
この頁の小計	420,000 円				
その他の寄附	円				
合計	420,000 円				

※ 1年間に5万円を超える額を寄附した者については、個別に記載しなければならない。
 税制上の優遇措置を受けようとする場合には、年間5万円以下であっても記載しなければならない。

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		法人・その他の団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称) ※	金 額	年 月 日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備 考
小池木材 (株)	120,000 円	R5. 1. 12	富山市木場町4-20	小池徹	
サンゼ機械 (株)	100,000	R5. 1. 17	富山市四方荒屋142-1	高橋猛	
(株) 日本空調北陸	100,000	R5. 1. 18	富山市稲荷元町1-1-1	室谷敏彰	
宮本工業所 (株)	120,000	R5. 1. 20	富山市奥田新町12-3	宮本芳樹	
十全化学 (株)	240,000	R5. 1. 25	富山市木場町1-10	廣田大輔	
大谷製鉄 (株)	120,000	R5. 1. 31	射水市奈呉の江8-4	大谷寿一	
リードケミカル (株)	200,000	R5. 1. 31	富山市神通本町1-1-1	中井環	
大平洋製鋼 (株)	120,000	R5. 1. 31	富山市下新日曹町1-93	渡邊譲	
高田食糧 (株)	60,000	R5. 1. 17	富山市上赤江町1-8-1	高田千明	
堀井鉄工 (株)	50,000	R4. 1. 20	富山市八町6059-1	堀井徹夜	
(株) ファーレン富山	60,000	R5. 1. 20	富山市掛尾町508-3	土井勝幸	
金岡忠商事 (株)	100,000	R5. 1. 26	富山市鍋田1-72	新夕修司	
北陸機材 (株)	60,000	R5. 1. 31	富山市綾田町1-6-22	川本元充	
(株) 大阪屋ショップ	60,000	R5. 1. 31	富山市赤田487-1	平村秀樹	
富山製紙 (株)	120,000	R5. 2. 6	富山市下新西町3-14	寺崎敏治	
この頁の小計	1,630,000 円				
その他の寄附	1,090,000 円				
合 計	2,720,000 円				

※ 1年間に5万円を超える額を寄附した者については、個別に記載しなければならない。
税制上の優遇措置を受けようとする場合には、年間5万円以下であっても記載しなければならない。

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称) ※	金額	年月日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
山田としお後援会	100,000 円	R5. 2. 27	東京都千代田区神田錦町1-23	飛田稔章	
富山県柔道整復師連盟	100,000	R5. 4. 2	富山市舟橋北町3-7	吉村英男	
この頁の小計	200,000 円				
その他の寄附	円				
合計	200,000 円				

※ 1年間に5万円を超える額を寄附した者については、個別に記載しなければならない。
税制上の優遇措置を受けようとする場合には、年間5万円以下であっても記載しなければならない。

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考 ※1
1. 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	円	
(2) 光 熱 水 費	円	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	375,000 円	
(4) 事 務 所 費	960,000 円	
小 計	1,335,000 円	
2. 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	110,000 円	
(2) 選 挙 関 係 費	1,730,000 円	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	円	※2 (3)=ア+イ+ウ+エ
内 訳	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	円
	イ 宣 伝 事 業 費	円
	ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	円
	エ そ の 他 の 事 業 費	円
(4) 調 査 研 究 費	円	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	1,000,000 円	
(6) そ の 他 の 経 費	円	
小 計	2,840,000 円	
合 計	4,175,000 円	

※1 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」に併せて記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		選挙関係費 (選挙関係費)	
支出の目的※	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
寄付	1,630,000 円	R5.2.1	五十嵐務	富山市中島2-1-15	
寄附	100,000	R5.4.20	五十嵐務	富山市中島2-1-15	
この頁の小計	1,730,000 円				
その他の支出	円				
合計	1,730,000 円				

※ 5万円以上の支出について、すべて記載すること。
 (領収書の写を添付しなければならない。)
 なお、国会議員関係政治団体は、1万円を超える支出について、すべて記載すること。
 (領収書の写を添付しなければならない。)

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		寄附・交付金 (<i>寄附</i>)	
支出の目的※	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
五十嵐務後援会	1,000,000 円	R5.5.1	五十嵐務後援会	富山市中島3丁目7番20号	
この頁の小計	1,000,000 円				
その他の支出	円				
合計	1,000,000 円				

※ 5万円以上の支出について、すべて記載すること。
 (領収書の写を添付しなければならない。)
 なお、国会議員関係政治団体は、1万円を超える支出について、すべて記載すること。
 (領収書の写を添付しなければならない。)

(その17)

資 産 等 の 状 況

1. 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1. 領収書等の写し
- 2. 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3. 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 1 月 5 日

政治団体の名称 自由民主党奥田北支部

会計責任者の氏名 宝田昭夫

(解散の場合) 代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。